

日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院  
地域歯科病診連携システム運営協議会規則

第1条 この規則は日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院・地域歯科医師会病診連携システム実施要綱第3条に規定する運営協議会に関して必要な事項を定める。

第2条 日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院歯科病診連携システム運営協議会（以下「運営協議会」という。）は、病診連携システムの円滑な推進を図るため、日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院・地域歯科医師会病診連携システム実施要綱の改廃、その他同システムの運営上の疑義、苦情等の調整及び発展的課題等を検討することを目標とする。

第3条 運営協議会は、登録歯科医の代表者並びに日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院の代表（病院長を含む）委員それぞれの若干名をもって構成する。

2 運営協議には委員長1名、監査委員1名、副委員長3名を置く。

3 委員長は日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院長とし、監査委員は名古屋市歯科医師会会長、副委員長は委員のうちから登録医1名、日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院2名とする。

第4条 運営協議会は、毎年1回定例会議を開催する。

2 委員長は必要に応じ、または、委員の3分の1以上の要請があるときは運営協議会を招集し、会議を主宰する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、その職務を代行する。

第5条 運営協議会は、委員の過半数以上の出席がなければ、開催することができない。

2 運営協議会における決議事項は、出席委員の過半数をもって決定する。ただし、賛否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第6条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は防げない。

2 補欠のために就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第7条 運営協議会事務局は、日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院内に置く。事務局要員は日本赤十字社愛知医療センター名古屋第一病院職員を充てる。

第8条 この規則の改廃については、本協議会において協議の上決定する。

付 則 本規則は、平成10年1月1日から実施する。

平成21年7月2日改定。

令和 3年7月1日改定。